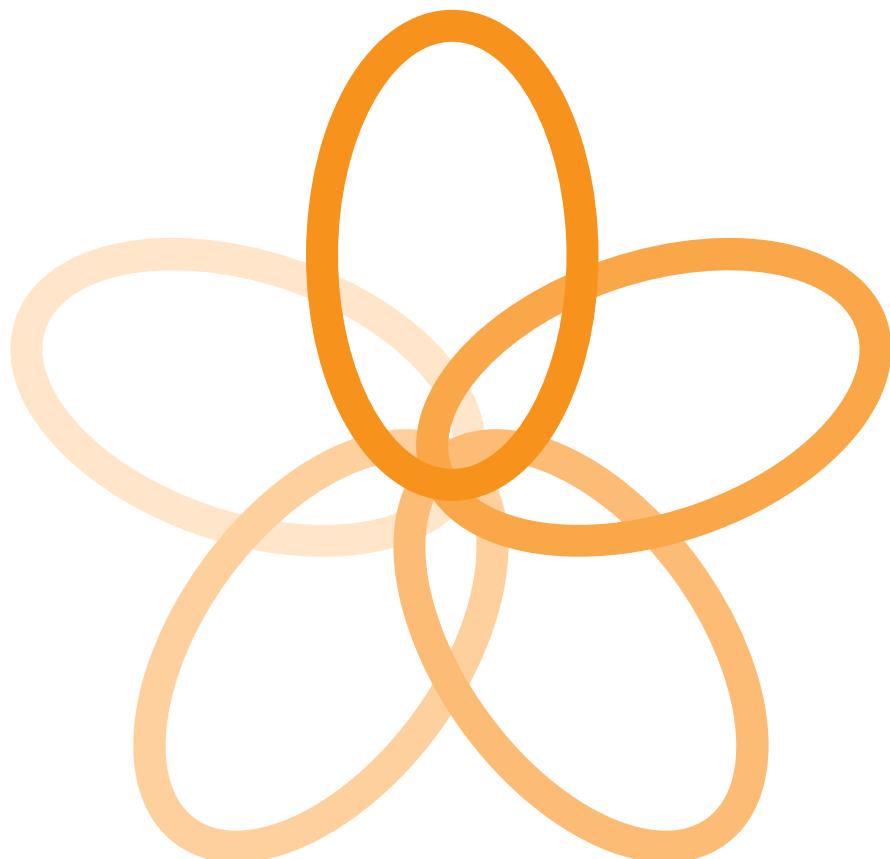


第6次函館市高齢者保健福祉計画
第5期函館市介護保険事業計画
【概要版】

(平成24年度～平成26年度)



函 館 市

は　じ　め　に

我が国では、戦後一貫して増加傾向が続いてきた総人口が、少子化などにより既に減少に転じているなかで、高齢者人口は増加を続け、国民の約4人に1人が65歳以上の高齢者という「本格的な高齢社会」となっています。

このようななかで、高齢化の進展に伴う要介護高齢者の増加や核家族化など要介護者を支えてきた家族をめぐる状況に対応するため、平成12年に介護保険制度が創設されて以来、10年以上が経過しました。

この間、予防重視、地域密着型サービスの導入や地域包括支援センターの創設など新たなサービス体系が導入されたほか、平成23年6月の介護保険法等の改正により、高齢者が地域で自立した生活を営めるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の実現に向けた取組みが規定されました。

本市においては、高齢化の進展に対応する取組みとして、平成5年度に「函館市高齢者等保健・医療・福祉計画」を策定し、平成12年度には第2次計画と介護保険事業計画を一体的に策定し、以来3年ごとに計画を見直し、平成20年度には「第5次函館市高齢者保健福祉計画・第4期函館市介護保険事業計画」を策定し、日常生活圏域における介護サービスの基盤整備や質の向上など、各種高齢者施策の推進に努めてきたところあります。

今般策定した「第6次函館市高齢者保健福祉計画・第5期函館市介護保険事業計画」では、改正介護保険法等に基づき、高齢者ができる限り住み慣れた地域で安心して快適に暮らせるよう、高齢者施策の取組みをより一層進めることとしておりますので、市民の皆様ならびに関係各位のより一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びにあたり、この計画の策定に関し、貴重なご意見やご提言をいただきました函館市福祉計画策定推進委員会および同高齢者部会の委員の皆様ならびに関係団体の皆様に、心から厚くお礼申し上げます。

平成24年3月



函館市長 工 藤 壽 樹

目次

I 計画策定にあたって	1
第1節 計画策定の背景	1
第2節 法令などの根拠	1
第3節 計画の策定に向けた取組みおよび体制	1
第4節 計画期間	1
第5節 他の計画との整合性	1
II 高齢者・要介護(要支援)認定者の現状と推計	2
第1節 高齢者・要介護(要支援)認定者の現状と推計	2
III 計画の基本理念・重点事項等	4
第1節 計画策定の課題と視点	4
第2節 計画の基本理念	5
第3節 重点的に取り組む事項	6
第4節 施策の体系	8
IV 高齢者保健福祉施策に関する計画	9
第1節 健康・生きがいづくりの推進	9
第2節 やさしいまちづくりの推進	10
第3節 認知症対策の推進	11
第4節 高齢者福祉サービスの推進	11
V 介護保険事業に関する計画	12
第1節 サービス資源(基盤)の現状	12
第2節 施設・居住系サービス基盤の整備	15
第3節 介護保険サービス量の見込み	17
第4節 地域支援事業	19
第5節 介護保険料	20
第6節 介護保険制度の円滑な推進	22
VI 計画の推進に向けて	23

I 計画策定にあたって

第1節 計画策定の背景

国民の約4人に1人が高齢者、9人に1人が75歳以上という「本格的な高齢社会」となっており、総人口は少子化などにより減少に転じています。

平成23年6月には、高齢者が地域で自立した生活を営めるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の実現に向けた取組みを進めるため、介護保険法等が改正されました。

このたび、前計画の計画期間（平成21～23年度）が満了することから、その後の状況の変化を踏まえながら、これを見直し、新たな計画を策定するものです。

第2節 法令などの根拠

この計画は、介護保険の利用の有無にかかわらず、高齢者全体の保健・医療・福祉の施策全般を定める老人福祉法に基づく老人福祉計画となる高齢者保健福祉計画と、介護保険事業についてそのサービス見込量などを定める介護保険法に基づく介護保険事業計画を一体的に策定するものです。

第3節 計画の策定に向けた取組みおよび体制

以下の取組みなどを通じて新たな計画を策定しました。

- 1 函館市福祉計画策定推進委員会の開催
- 2 市民への情報公開
- 3 各種調査の実施
 - ① 日常生活圏域高齢者ニーズ調査
 - ② 介護保険施設等入所申込者状況調査
 - ③ 介護保険サービス等の提供に係る事業者意向調査

第4節 計画期間

平成24年度から26年度までの3年間の計画とします。

第5節 他の計画との整合性

国の基本指針に即したものとし、北海道の高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画との整合を図るとともに、第2次函館市地域福祉計画や他の高齢者に関する事項を定める各種計画と調和が保たれたものとしました。

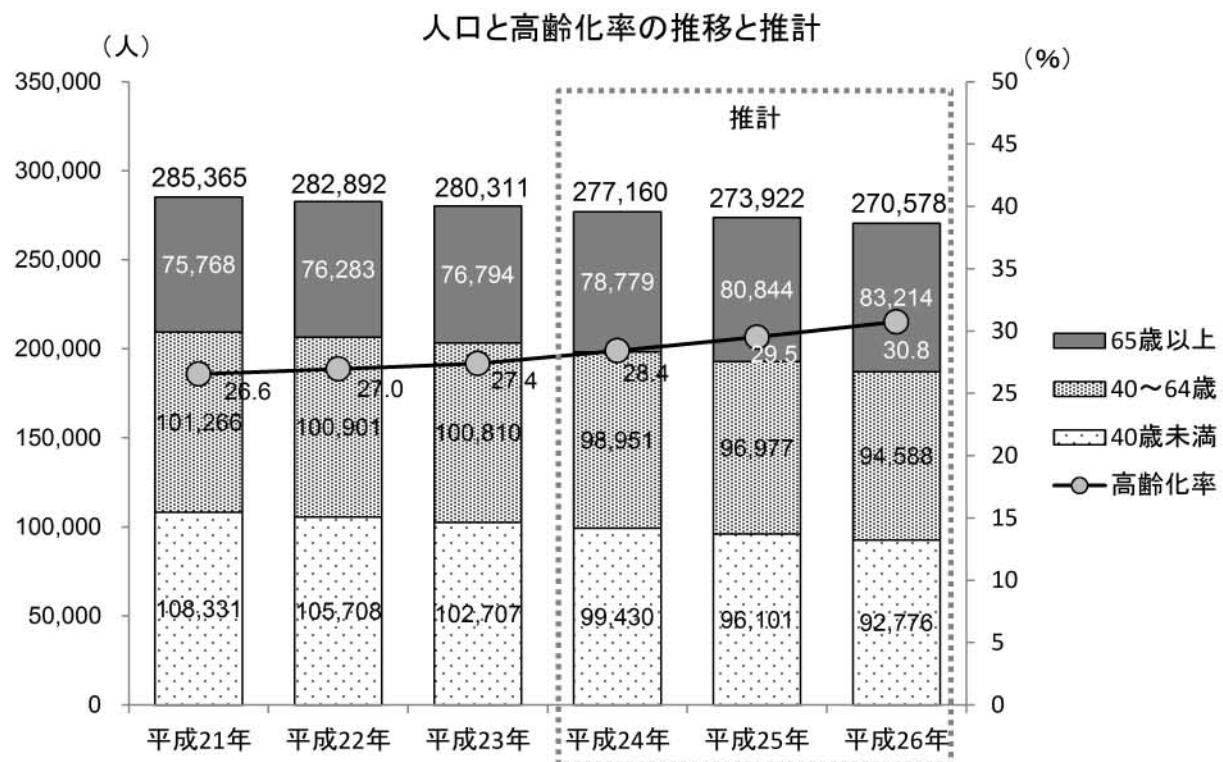
II 高齢者・要介護（要支援）認定者の現状と推計

第1節 高齢者・要介護（要支援）認定者の現状と推計

1 人口と高齢化率の推移と推計

本市の総人口は減少傾向にある一方で、65歳以上の人団（高齢者人口）は増加傾向にあります。

平成25年から27年にかけては、団塊の世代が65歳となることから、今後数年間で急激に高齢者人口が増加し、高齢化率も上昇すると予測されます。



* 平成21～23年は住民基本台帳を基に作成(各年9月末日現在、外国人登録を含む)。

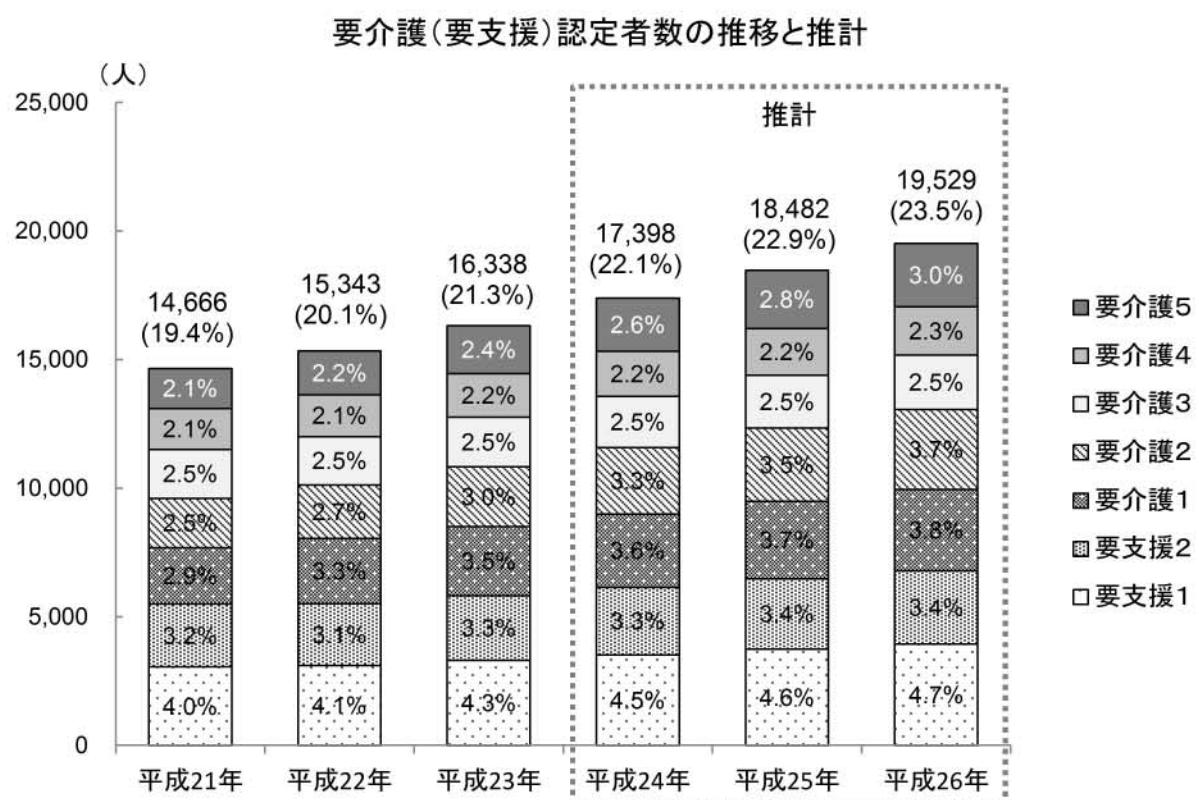
* 平成24～26年はコート変化率法による推計(各年9月末日時点)。

* 65歳以上は第1号被保険者、40～64歳は第2号被保険者。

2 要介護（要支援）認定者数の推移と推計

本市における要介護認定者数は増加しており、高齢者人口に対する割合も増加傾向にあります。

今後も高齢者人口の増加に伴い、認定者数も増加すると予測されます。



* 各年9月末日時点。

* グラフの割合(%)は高齢者人口に対する認定者数(第2号被保険者を含む)の割合。

III 計画の基本理念・重点事項等

第1節 計画策定の課題と視点

1 介護保険制度等の改正への対応

(1) 地域包括ケアシステムの実現

医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の実現と重点的に取り組むことが望ましい事項とされた、認知症支援策、在宅医療、住まいの整備、生活支援への対応が求められています。

(2) 新たなサービス類型の創設への対応

地域包括ケアシステムの実現に向け、改正介護保険法で創設されたサービスへの対応を検討する必要があります。

- ① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護（地域密着型サービス）
- ② 複合型サービス（地域密着型サービス）
- ③ 介護予防・日常生活支援総合事業（地域支援事業）

2 高齢者等の現状に即した対応

(1) 団塊世代の高齢化への対応

団塊世代の方々ができる限り長く自立した生活を送り、地域活動などに参加していただけるよう、健康や生きがいづくり、介護予防の取り組みを推進する必要があります。

(2) ひとり暮らし世帯等の増加への対応

ひとり暮らしの高齢者世帯などに対する地域での見守りや適切なサービス提供につなげる体制の整備が必要です。

(3) 家族介護の負担への対応

家庭や在宅サービス等で支えきれない要介護者に対する適切な施設・居住系サービスの提供と高齢者に対する虐待防止の体制づくりが必要です。

(4) 認知症者の増加への対応

認知症についての正しい知識の普及と、発症の予防や早期診断、適切な治療や介護等、認知症の人やその家族に対する支援を効果的に行い、医療・介護・居宅系サービスが有機的に連携して提供されるシステムの構築が必要です。

(5) 介護保険制度の持続可能性の確保

サービス基盤や提供体制を将来にわたって持続可能で安定的なものとするため、現在の保険給付の内容について、必要性、優先性、自立支援の観点や給付と負担のバランスを考慮しながら、限られた財源の中で効率的かつ重点的にサービスを提供していくことが必要です。

第2節 計画の基本理念

平成6年に宣言した「いきいき長寿都市」宣言の内容を計画の理念とします。

いきいき長寿都市宣言

- 1 長い間社会の発展に尽くしてきた高齢者が、敬愛され、尊重されるまちをめざします。
- 1 豊かな知識と経験をもった高齢者が、社会の一員として自らいきいきと活動できるまちをめざします。
- 1 家庭の安らぎと地域の温かさに包まれて暮らせるやさしいまちをめざします。
- 1 生活をより豊かにする保健、医療、福祉などが充実され、いつまでも健康で安心して暮らせるまちをめざします。
- 1 だれもがひとしく憩い、集い合う安全で快適に暮らせるまちをめざします。

第3節 重点的に取り組む事項

計画の課題や基本理念を踏まえ、本計画で重点的に取り組む事項を以下のとおりとします。

1 地域包括ケアシステムの構築

高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を営めるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の実現に向け、地域包括支援センターを中心としたネットワークの構築や各種事業の実施、地域密着型サービスの基盤整備などの総合的な取組みを図ります。

そのため、中核となる地域包括支援センターの充実、体制強化に努めます。

2 健康・生きがいづくり、介護予防の推進

健康や生きがいづくり、介護予防の意識の普及啓発や各種事業への参加促進とともに、「ボランティアポイント事業」の導入について検討していきます。

3 在宅生活を支えるネットワークの充実

地域包括支援センターを中心とした地域での見守り体制の充実や虐待防止の取組みの充実とともに、「（仮称）介護支援隊」の設置の検討を進めます。

4 認知症対策の推進

認知症に関する知識や理解を深めるとともに、認知症の方やその家族等に対する支援や予防から早期発見、早期対応、介護までの一貫した施策の充実を図ります。

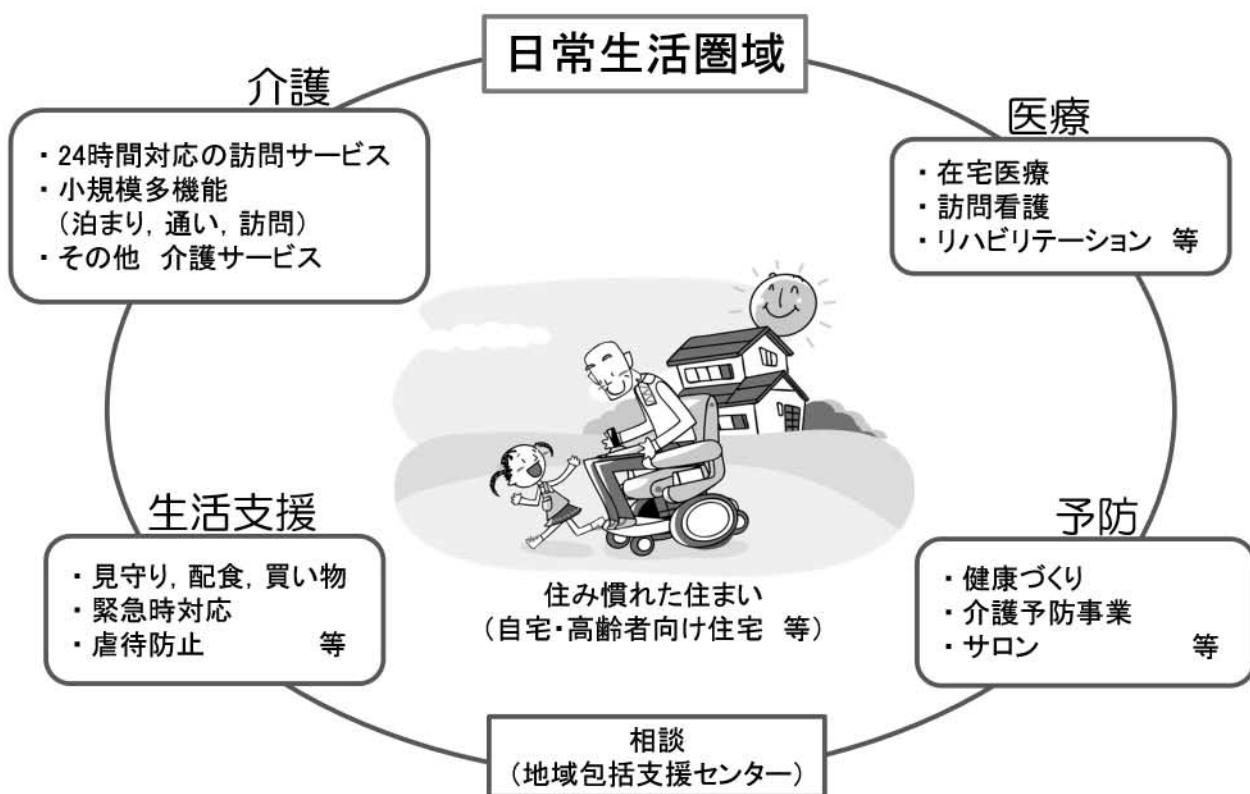
5 地域密着型サービス提供基盤の整備

地域密着型の特別養護老人ホームなどの施設・居住系サービスの整備や「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」、「複合型サービス」の提供体制の確保に努めます。

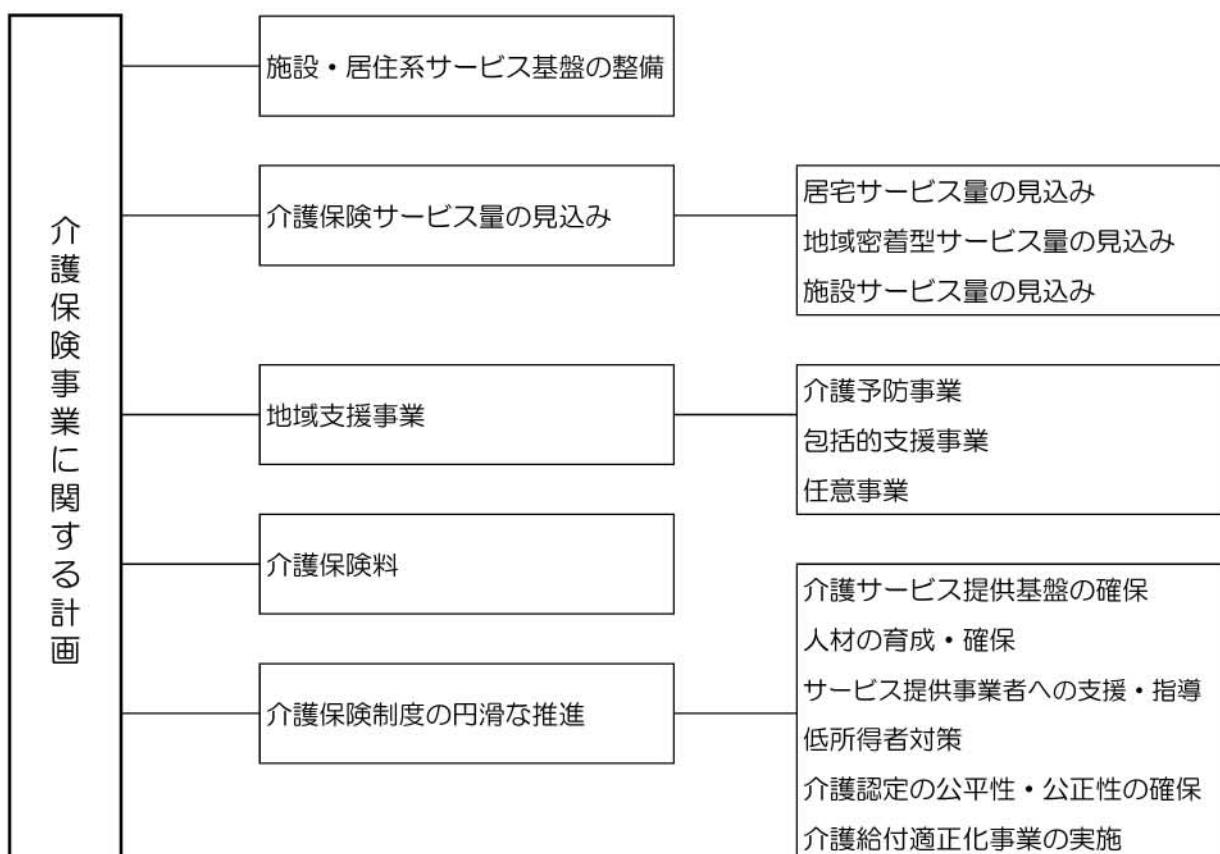
6 施設・居住系サービス提供基盤の整備

特別養護老人ホーム、介護付有料老人ホーム、認知症高齢者グループホームの整備を図ります。

【 地域包括ケアのイメージ 】



第4節 施策の体系



IV 高齢者保健福祉施策に関する計画

第1節 健康・生きがいづくりの推進

1 健康づくりの推進

疾病予防対策として、正しい知識の普及と特定健康診査やがん検診の必要性の啓発、受診率の向上に努めるとともに、健康づくりの取組みとして、健康づくりボランティアの育成や健康に関する学習機会の充実、健康増進事業の実施や地域住民組織による健康づくり活動の促進などに取り組みます。

- ・健康教育
- ・訪問指導
- ・市民健康づくり推進員の育成
- ・ヘルスマイトの育成
- ・健康増進センター

2 社会参加の促進

生きがい活動の支援に努めるとともに、交流の機会や場の整備・充実を一層推進するなど、高齢者の社会参加の拡大を図ります。

- ・老人クラブに対する支援
- ・高齢者交通料金助成制度
- ・老人福祉センターの整備
- ・高齢者サロン、高齢者ショップの設置

3 生涯学習の充実・促進

地域で気軽に学習活動ができる場の環境整備や多様な学習ニーズに対応できる学習プログラムの研究、開発、高齢者自らが役割や社会参加を考え、学習成果や知識・経験をボランティア活動や指導的役割に生かすことができる機会の創出や情報提供に努めます。

- ・高齢者大学等

4 スポーツ活動の推進

スポーツを通じて地域住民の健康増進と交流を進める総合型地域スポーツクラブの育成・支援、地域に根ざした指導者の育成や世代を超えて多くの市民が参加できるスポーツ大会、レクリエーションの開催の推進など、生涯スポーツの普及、振興に努めます。

5 就業機会の確保・拡大

高年齢者雇用確保措置についての周知や雇用促進ガイドの配布など、就業機会の確保を図るとともに、シルバー人材センターを支援します。

- ・シルバー人材センターへの支援

第2節 やさしいまちづくりの推進

1 高齢者が安心して暮らせる住宅の整備

(1) 高齢者向け住宅の供給促進

「サービス付き高齢者向け住宅」の登録制度の周知や登録された住宅に係る情報提供を行うとともに、市営住宅のエレベーターの設置を計画的に進め、「特定目的住宅」として高齢者が優先して入居できる住戸数を増やしていくほか、民間住宅の活用による新たな居住支援策の検討を進めます。

- ・サービス付き高齢者向け住宅の登録

(2) 住宅の改修等への支援

住宅の改修方法などについて安心して相談できる体制の充実に努めるとともに、トイレや浴室などの改修に必要な費用の一部を助成します。

2 安心・安全なまちづくり

(1) 防火・防災対策の強化

身体の不自由な高齢者宅等（災害時要援護者等）に対する定期的な家庭訪問や住宅用火災警報器の設置推進、日常の火気取扱いに対する安全確保や災害時における避難に関する指導などを行うほか、防火・防災に関する啓発や応援協力体制の整備、自主防災組織の育成支援、災害時要援護者避難支援プランの策定にあたっての啓発活動を行います。

(2) 交通安全対策の強化

高齢者の交通安全教室等の開催による指導を行うほか、反射材の活用等交通安全用品の普及に努めます。

(3) 防犯意識の普及・啓発

トラブルの事例の紹介など、消費者被害の未然防止のための情報提供やクーリングオフ制度などの救済制度の周知・啓発を図るとともに、相談体制の充実に努めます。

3 道路・公園等の整備

歩道の段差・勾配の解消、視覚障害者誘導用ブロックの設置などのバリアフリー化を推進するとともに、安全で利用しやすく、多くの人に親しまれる公園・緑地等の整備に努めます。

第3節 認知症対策の推進

認知症に関する知識や理解を高めるとともに、認知症の方やその家族等に対する支援や、予防から早期発見、早期対応、そして介護までの一貫した施策の充実を図り、安心して地域で暮らしていけるための事業を実施していきます。

1 認知症に関する知識の普及と理解の促進

広く市民に認知症に関する知識と理解を深めるための取組みを進めます。

- ・家族のための認知症家族介護講座
- ・認知症サポーター養成講座
- ・認知症予防教室（わいわい俱楽部）
- ・認知症ガイドの配布

2 相談・連携強化の推進

認知症に関する相談窓口の周知や早期発見、早期対応等、認知症の方やその家族を地域で支える体制の充実を図ります。

- ・認知症相談
- ・函館地区高齢者のためのSOSネットワークシステム
- ・関係機関との連携強化

3 成年後見推進事業の充実

- ・成年後見制度利用支援事業
- ・市民後見推進事業

第4節 高齢者福祉サービスの推進

1 在宅サービスの充実

各種保健・福祉サービスの充実とわかりやすい周知を図るとともに、介護保険サービスとの組合せなど、包括的にサービスを提供します。

- ・ひとり暮らし高齢者等緊急通報システム事業
- ・外出支援（送迎）サービス
- ・除排雪サービス
- ・寝具洗濯乾燥消毒サービス
- ・いきいき住まいリフォーム助成事業
- ・高齢者生活援助員派遣サービス
- ・生きがい活動支援通所サービス
- ・ショートステイサービス
- ・在宅福祉ふれあいサービス事業
- ・（仮称）介護支援隊の創設

2 施設サービスの充実

地域的な配置や既存の社会福祉施設などの社会資源の状況、入所希望の動向等を考慮しながら、良質なサービスの提供を図ります。

- ・養護老人ホーム
- ・ケアハウス
- ・生活支援ハウス
- ・有料老人ホーム

V 介護保険事業に関する計画

第1節 サービス資源（基盤）の現状

1 日常生活圏域の設定

第5期計画においては、第4期計画に引き続き西部、中央部、東中央部、北東部、北部、東部の6圏域を日常生活圏域としますが、人口・面積・移動時間のバランスや地域で活動する町会、民生委員の区域との整合性などの課題があることから、より適切な圏域のあり方について、計画期間中に検討を進めていきます。



地区区分	町 名	
西部地区	入舟町, 船見町, 弥生町, 弁天町, 大町, 末広町, 元町, 青柳町, 谷地頭町, 住吉町, 宝来町, 東川町, 豊川町, 大手町, 栄町, 旭町, 東雲町, 大森町, 松風町, 若松町	
中央部地区	千歳町, 新川町, 上新川町, 海岸町, 大繩町, 松川町, 万代町, 亀田町, 大川町, 田家町, 白鳥町, 八幡町, 宮前町, 中島町, 千代台町, 堀川町, 高盛町, 宇賀浦町, 日乃出町, 的場町, 時任町, 杉並町, 本町, 梁川町, 五稜郭町, 柳町, 松陰町, 人見町, 金堀町, 乃木町, 柏木町	
東央部地区	川原町, 深堀町, 駒場町, 広野町, 湯浜町, 湯川町1丁目, 湯川町2丁目, 湯川町3丁目, 戸倉町, 榎本町, 花園町, 日吉町1丁目, 日吉町2丁目, 日吉町3丁目, 日吉町4丁目, 上野町, 高丘町, 滝沢町, 見晴町, 鈴蘭丘町, 上湯川町, 銅山町, 旭岡町, 西旭岡町1丁目, 西旭岡町2丁目, 西旭岡町3丁目, 鯉川町, 寅沢町, 三森町, 紅葉山町, 庵原町, 亀尾町, 米原町, 東畠町, 鉄山町, 蛾眉野町, 根崎町, 高松町, 志海苔町, 濑戸川町, 赤坂町, 錢亀町, 中野町, 新湊町, 石倉町, 古川町, 豊原町, 石崎町, 鶴野町, 白石町	
北東部地区	富岡町1丁目, 富岡町2丁目, 富岡町3丁目, 中道1丁目, 中道2丁目, 山の手1丁目, 山の手2丁目, 山の手3丁目, 本通1丁目, 本通2丁目, 本通3丁目, 本通4丁目, 鍛治1丁目, 鍛治2丁目, 陣川町, 陣川1丁目, 陣川2丁目, 神山町, 神山1丁目, 神山2丁目, 神山3丁目, 東山町, 東山1丁目, 東山2丁目, 東山3丁目, 美原1丁目, 美原2丁目, 美原3丁目, 美原4丁目, 美原5丁目, 赤川町, 赤川1丁目, 亀田中野町, 北美原1丁目, 北美原2丁目, 北美原3丁目, 水元町, 亀田大森町, 石川町, 昭和1丁目, 昭和2丁目, 昭和3丁目, 昭和4丁目, 亀田本町	
北部地区	浅野町, 吉川町, 北浜町, 港町1丁目, 港町2丁目, 港町3丁目, 追分町, 桔梗町, 桔梗1丁目, 桔梗2丁目, 桔梗3丁目, 桔梗4丁目, 桔梗5丁目, 西桔梗町, 昭和町, 亀田港町	
東部地区	戸井地区	小安町, 小安山町, 釜谷町, 汐首町, 濑田来町, 弁才町, 泊町, 館町, 浜町, 新二見町, 原木町, 丸山町
	恵山地区	日浦町, 吉畠町, 豊浦町, 大澗町, 中浜町, 女那川町, 川上町, 日和山町, 高岱町, 日ノ浜町, 古武井町, 恵山町, 柏野町, 御崎町
	榎法華地区	恵山岬町, 元村町, 富浦町, 島泊町, 新恵山町, 絵紙山町, 新八幡町, 新浜町, 銚子町
	南茅部地区	古部町, 木直町, 尾札部町, 川汲町, 安浦町, 曲尻町, 豊崎町, 大船町, 双見町, 岩戸町

2 サービス事業所数等の現状

サービス種類別事業所数

(単位:箇所)

事業所種別	西部 地区	中部 地区	東部 地区	北東部 地区	北部 地区	東部 地区	合計
地域包括支援センター	1	1	1	1	1	1	6
プランチ		1	1	1		1	4
居宅介護支援	10	21	16	17	11	5	80
居宅サービス							
訪問サービス							
訪問介護	9	24	16	20	4	4	77
訪問入浴介護			3	2	1	2	8
訪問看護	3	3	2	6	1		15
訪問リハ	2	3	1	2	2		10
通所サービス							
通所介護	9	13	16	15	6	4	63
通所リハ	2	4	2	6	2		16
短期入所サービス							
短期入所生活介護	1	2	7	6	2	3	21
短期入所療養介護	2	1	2	3	3	1	12
福祉用具サービス							
福祉用具貸与	1	8		4	5		18
福祉用具販売	1	8	1	4	5		19
特定施設	1	3	3	2	2		11
地域密着型サービス							
夜間対応型訪問介護		1	1				2
認知症デイ	2						2
小規模多機能		3	3	2		2	10
グループホーム	5	9	8	10	5	2	39
地域密着型特定		2	1	2			5
地域密着型特養				1			1
施設サービス							
特別養護老人ホーム	1	1	4	2	2	3	13
介護老人保健施設	2		2	3	2		9
介護療養型医療施設	2	2		1	1	1	7
合計	54	110	90	110	55	29	448

* 平成23年10月1日現在

第2節 施設・居住系サービス基盤の整備

「介護保険施設等入所(入居)申込者状況調査」の結果や今後の高齢者人口や要介護認定者数の増加見込みから、平成26年度時点における、要介護4・5で居場所が「在宅・病院」である入所(入居)の緊急度が高いと思われる方を461人と見込み、グループホームの申込者のうち要介護2・3で居場所が「在宅・病院」であった55人分を加えた516人分の入所(入居)先の確保のため、522床分の整備を計画し、圏域ごとのサービス提供基盤の状況や事業者意向調査などを総合的に勘案して施設種別や圏域ごとの整備計画を次のとおりとし、前期計画と同様に公募により事業者を選定することとします。

1 特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）

緊急度が高い要介護4・5の重度の方の入所先として適当であることなどから優先的に整備を進めることとし、定員29人以下の地域密着型3か所87床分の西部・中央部・北東部圏域での整備と定員30人以上の広域型を200床分、合わせて287床分の整備を計画します。

2 介護老人保健施設

一定程度の整備が図られていることや、法人の整備意向の状況、他の施設・居住系サービスや在宅サービスの提供基盤の充実等を踏まえ、新たな整備は行わず、現在の床数で推移する計画とします。

3 介護療養型医療施設

平成29年度をもって全廃となり、他の介護保険施設等に転換される予定ですが、北海道や本市が実施した転換意向調査では第5期計画期間内での転換意向がなかつたことから、現在の病床数で推移する計画とします。

4 認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）

グループホームに申し込んでいた方で、緊急度が高いと思われる方と中程度と思われる方で居場所が「在宅・病院」を加えた71人に、今後の要介護認定者数の増加を勘案し、5か所90床分を東央部2か所、北東部2か所、東部1か所の整備を計画します。

5 特定施設入居者生活介護

多様な民間事業者の参入の機会を提供する観点から、定員29人以下の地域密着型5か所145床分を、東部以外の各圏域に1か所ずつ整備を計画します。

○第5期介護保険事業計画における施設・居住系サービスの施設整備の見込み

(単位：箇所、人)

施設種別	地域	第4期計画				第5期計画								平成26年度末 見込み		
		整備実績		平成23年度末 見込み		平成24年度		平成25年度		平成26年度		合計				
		箇所数	定員数	箇所数	定員数	箇所数	定員数	箇所数	定員数	箇所数	定員数	箇所数	定員数	箇所数	定員数	
～介護 ～施設	介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	-	1	50	13	993		-	200			-	200	-	1,193	
	介護老人保健施設	-			9	1,088						0	0	9	1,088	
	介護療養型医療施設	-			6	246						0	0	6	246	
地域密着型サービス	地域密着型介護老人福祉施設 (29人以下特別養護老人ホーム)	合計			1	20		3	87			3	87	4	107	
	西 部				0	0		1	29			1	29	1	29	
	中央部				0	0		1	29			1	29	1	29	
	東央部				0	0						0	0	0	0	
	北東部				1	20		1	29			1	29	2	49	
	北 部				0	0						0	0	0	0	
	東 部				0	0						0	0	0	0	
	認知症対応型共同生活介護 (認知症高齢者グループホーム)	合計	3	54	40	736	5	90				5	90	45	826	
	西 部				5	126						0	0	5	126	
	中央部	1	18	11	180							0	0	11	180	
	東央部	1	18	7	126	2	36					2	36	9	162	
	北東部			10	160	2	36					2	36	12	196	
	北 部				5	108						0	0	5	108	
	東 部	1	18	2	36	1	18					1	18	3	54	
	地域密着型 特定施設入居者生活介護 (29人以下介護専用型 有料老人ホーム等)	合計	5	145	7	203	5	145				5	145	12	348	
	西 部	1	29	1	29	1	29					1	29	2	58	
	中央部	1	29	2	58	1	29					1	29	3	87	
	東央部			1	29	1	29					1	29	2	58	
	北東部	2	58	2	58	1	29					1	29	3	87	
	北 部	1	29	1	29	1	29					1	29	2	58	
	東 部			0	0							0	0	0	0	
サ ー ビ ス	混合型 特定施設入居者生活介護 (介護付有料老人ホーム等)		4	300 (150)	13	874						0	0	13	874	
施設・居住系サービス合計			13	549 (399)	89	4,160	10	235	-	287	0	0	-	522	-	4,682

※1 第4期の整備実績は、整備中であるもの(見込み)を含み、療養病床の転換によるものは除いている。

※2 第5期における地域密着型を含む特別養護老人ホームの整備年度については、補助金や設計協議等に期間を要することから、平成25年度としている。

※3 混合型特定施設入居者生活介護の第4期実績の()内は、利用定員(要支援・要介護者数)を記載している。

第3節 介護保険サービス量の見込み

高齢者人口および要介護（要支援）認定者数の推計と利用実績からサービス種別ごとに年間のサービス量等を見込み、各サービスともに高齢者人口の増加に伴い、利用者数は引き続き増えていくことが予測されるため、サービス量は概ね増加するものとしています。

1 介護予防サービス量の見込み

		平成24年度	平成25年度	平成26年度
(1) 介護予防サービス				
介護予防訪問介護	給付費	450,362千円	450,362千円	450,362千円
	人数	25,440人	25,440人	25,440人
介護予防訪問入浴介護	給付費	466千円	466千円	466千円
	回数	60回	60回	60回
	人数	24人	24人	24人
介護予防訪問看護	給付費	17,721千円	17,721千円	17,721千円
	回数	3,006回	3,006回	3,006回
	人数	816人	816人	816人
介護予防訪問リハビリテーション	給付費	5,314千円	5,562千円	5,875千円
	回数	1,887回	1,975回	2,086回
	人数	216人	228人	240人
介護予防居宅療養管理指導	給付費	3,528千円	3,695千円	3,794千円
	人数	480人	504人	516人
介護予防通所介護	給付費	621,498千円	621,498千円	621,498千円
	人数	19,716人	19,716人	19,716人
介護予防通所リハビリテーション	給付費	203,150千円	203,150千円	203,150千円
	人数	5,280人	5,280人	5,280人
介護予防短期入所生活介護	給付費	10,047千円	10,047千円	10,047千円
	日数	1,618日	1,618日	1,618日
	人数	336人	336人	336人
介護予防短期入所療養介護	給付費	563千円	563千円	563千円
	日数	108日	108日	108日
	人数	12人	12人	12人
介護予防福祉用具貸与	給付費	29,430千円	31,149千円	32,741千円
	人数	7,548人	8,040人	8,496人
特定介護予防福祉用具販売	給付費	12,606千円	13,252千円	13,897千円
	人数	468人	492人	516人
介護予防住宅改修	給付費	45,622千円	48,375千円	49,148千円
	人数	624人	660人	672人
介護予防特定施設入居者生活介護	給付費	151,244千円	152,578千円	155,995千円
	人数	1,692人	1,704人	1,716人
介護予防支援	給付費	186,028千円	186,233千円	186,437千円
	人数	43,632人	43,680人	43,728人
(2) 地域密着型介護予防サービス				
介護予防小規模多機能型居宅介護	給付費	13,660千円	14,139千円	14,618千円
	人数	252人	264人	276人
介護予防認知症対応型共同生活介護	給付費	16,155千円	16,155千円	16,155千円
	人数	72人	72人	72人
介護予防サービスの総給付費(小計)		1,767,394千円	1,774,943千円	1,782,468千円

2 介護サービス量の見込み

		平成24年度	平成25年度	平成26年度
(1)居宅サービス				
訪問介護	給付費	1,707,388千円	1,784,941千円	1,903,468千円
	回数	564,842回	589,881回	628,766回
	人数	30,972人	32,088人	34,116人
訪問入浴介護	給付費	123,080千円	135,348千円	146,475千円
	回数	10,672回	11,737回	12,703回
	人数	2,544人	2,796人	3,024人
訪問看護	給付費	269,123千円	295,136千円	320,968千円
	回数	44,342回	48,636回	52,889回
	人数	7,524人	8,256人	8,976人
訪問リハビリテーション	給付費	64,284千円	67,605千円	70,259千円
	回数	22,326回	23,477回	24,400回
	人数	2,112人	2,220人	2,304人
居宅療養管理指導	給付費	41,674千円	43,656千円	45,591千円
	人数	4,656人	4,872人	5,088人
通所介護	給付費	1,754,958千円	1,831,744千円	1,912,932千円
	回数	236,716回	244,315回	252,490回
	人数	29,412人	30,300人	31,260人
通所リハビリテーション	給付費	771,729千円	824,687千円	834,218千円
	回数	92,054回	98,274回	98,586回
	人数	12,240人	13,068人	13,176人
短期入所生活介護	給付費	811,270千円	824,476千円	827,289千円
	日数	96,713日	98,219日	98,515日
	人数	8,268人	8,400人	8,436人
短期入所療養介護	給付費	28,000千円	28,000千円	28,000千円
	日数	2,769日	2,769日	2,769日
	人数	408人	408人	408人
福祉用具貸与	給付費	362,580千円	386,530千円	413,742千円
	人数	30,252人	32,244人	34,524人
特定福祉用具販売	給付費	26,907千円	29,792千円	32,642千円
	人数	912人	1,008人	1,104人
居宅介護住宅改修	給付費	57,291千円	60,092千円	63,988千円
	人数	684人	720人	768人
特定施設入居者生活介護	給付費	1,140,844千円	1,166,558千円	1,188,567千円
	人数	6,564人	6,720人	6,840人
居宅介護支援	給付費	843,065千円	907,484千円	970,858千円
	人数	63,216人	68,040人	72,792人
(2)地域密着型サービス				
定期巡回・随時対応型	給付費	23,331千円	34,997千円	46,663千円
訪問介護看護	人数	120人	180人	240人
夜間対応型訪問介護	給付費	755千円	755千円	755千円
	人数	60人	60人	60人
認知症対応型通所介護	給付費	67,188千円	68,543千円	70,119千円
	回数	6,142回	6,276回	6,421回
	人数	540人	552人	564人
小規模多機能型居宅介護	給付費	328,624千円	330,526千円	331,862千円
	人数	1,776人	1,788人	1,800人
認知症対応型共同生活介護	給付費	2,177,077千円	2,445,393千円	2,445,393千円
	人数	8,760人	9,840人	9,840人
地域密着型特定施設入居者生活介護	給付費	521,434千円	876,960千円	876,960千円
	人数	2,556人	4,296人	4,296人
地域密着型介護老人福祉施設	給付費	61,886千円	198,151千円	330,497千円
入所者生活介護	人数	240人	768人	1,284人
複合型サービス	給付費	46,637千円	93,273千円	139,910千円
	人数	240人	480人	720人
(3)介護保険施設サービス				
介護老人福祉施設	給付費	2,990,358千円	3,290,178千円	3,592,091千円
	人数	11,964人	13,164人	14,364人
介護老人保健施設	給付費	3,279,428千円	3,279,428千円	3,279,428千円
	人数	11,904人	11,904人	11,904人
介護療養型医療施設	給付費	1,075,566千円	1,075,566千円	1,075,566千円
	人数	3,036人	3,036人	3,036人
療養病床からの転換分	給付費	0千円	0千円	0千円
	人数	0人	0人	0人
介護サービスの総給付費(小計)		18,574,476千円	20,079,820千円	20,948,241千円
	総給付費	20,341,870千円	21,854,763千円	22,730,709千円

第4節 地域支援事業

高齢者が要支援・要介護状態（要介護状態等）となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するため、地域支援事業として、介護予防事業、包括的支援事業、任意事業を実施します。

1 介護予防事業

(1) 二次予防事業

要介護状態等となるおそれの高い高齢者を基本チェックリストを含む生活機能評価の実施により早期に把握（二次予防事業対象者把握事業）し、その心身の状態に応じて「運動器の機能向上」「栄養改善」「口腔機能向上」を行う通所型介護予防事業のほか、保健師等が居宅を訪問する訪問型介護予防事業を実施しています。

- 二次予防事業対象者把握事業 • 通所型介護予防事業
- 訪問型介護予防事業 • 二次予防事業評価事業

(2) 一次予防事業

介護予防に関する知識の普及啓発のため、すべての高齢者を対象として、講演会や健康教育、健康相談等を実施するほか、地域で積極的に介護予防に取り組む地域組織や人材の育成と支援を行います。

- 介護予防普及啓発事業 • 地域介護予防活動支援事業

2 包括的支援事業

高齢者が住み慣れた地域で尊厳あるその人らしい生活を継続することができるよう、地域包括支援センターが中心となり、地域住民の保健医療の向上および福祉の増進を包括的かつ継続的に支援します。

- 介護予防ケアマネジメント事業 • 総合相談・支援事業
- 権利擁護事業 • 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

3 任意事業

- 介護給付等費用適正化事業 • 家族介護支援事業
- 成年後見制度利用支援事業 • 住宅改修支援事業
- 地域自立生活支援事業 等

第5節 介護保険料

人口推計をもとに被保険者数を推計したところ、平成26年における第1号被保険者数は83,214人、第2号被保険者は94,588人と見込まれます。

また、保険料の段階区分は前期計画と同じ6段階区分（施行令第38条保険料の算定に関する基準）としました。

【被保険者数の実績と推計】

(単位:人、%)

区分	実 績			推 計			
	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	
第1号被保険者数	第1段階	4,319	4,578	4,685	4,963	5,093	5,242
	構成比	5.7	6.0	6.1	6.3	6.3	6.3
	第2段階	17,502	17,850	18,123	18,828	19,322	19,888
	構成比	23.1	23.4	23.6	23.9	23.9	23.9
	第3段階	10,153	10,832	11,519	12,447	12,773	13,148
	構成比	13.4	14.2	15.0	15.8	15.8	15.8
	第4段階	18,109	17,545	17,125	16,937	17,381	17,891
	構成比	23.9	23.0	22.3	21.5	21.5	21.5
	第5段階	17,654	17,850	17,970	17,410	17,867	18,390
	構成比	23.3	23.4	23.4	22.1	22.1	22.1
	第6段階	8,031	7,628	7,372	8,194	8,408	8,655
	構成比	10.6	10.0	9.6	10.4	10.4	10.4
合 計		75,768	76,283	76,794	78,779	80,844	83,214
第2号被保険者数		101,266	100,901	100,810	98,951	96,977	94,588

* 各年9月末日現在

* 第1号被保険者の段階割合は、平成24年度推計の割合とした。

* 第2号被保険者数は、40～64歳人口とした。

* 平成24年からの推計は、保険料段階の基準所得金額200万円から190万円に変更（施行規則第143条）

【第1号被保険者の所得段階別区分】

段 階	対 象 者	保険料(月額)
第 1 段 階	・生活保護の受給者 ・老齢福祉年金受給者 (世帯全員が市町村民税非課税)	2,510円 (基準額×0.5)
第 2 段 階	・課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80万円以下の人 (世帯全員が市町村民税非課税)	2,510円 (基準額×0.5)
第 3 段 階	・世帯全員が市町村民税非課税で、 第2段階対象者以外の人	3,765円 (基準額×0.75)
第 4 段 階	・市町村民税課税者がいる世帯で、 本人は市町村民税非課税	5,020円 (基準額×1.0)
第 5 段 階	・本人が市町村民税課税 (合計所得金額190万円未満)	6,275円 (基準額×1.25)
第 6 段 階	・本人が市町村民税課税 (合計所得金額190万円以上)	7,530円 (基準額×1.5)

<介護保険料基準額の算出>

標準給付費	(A)	69,562,494 千円
(在宅サービス費)		(30,381,162) 千円
(地域密着型サービス費)		(11,608,571) 千円
(施設サービス費)		(22,937,609) 千円
(特定入所者介護サービス費等)		(2,994,474) 千円
(その他サービス費)		(1,640,678) 千円
地域支援事業費	(B)	1,199,589 千円
(介護予防事業費)		(203,449) 千円
(包括的支援等事業費)		(996,140) 千円

* 3年間の標準給付費は、総費用から利用者負担分を除いたものです。

* 介護報酬改定(平均1.2%増)を見込んでいます。

以下の手順により算出します。

第1号被保険者負担分	$\{(A) + (B)\} \times 21\%$ (第1号被保険者負担率)	14,860,037 千円
+		
調整交付金相当額	$(A) \times 5\%$ (全国平均の調整交付金交付割合)	3,478,124 千円
—		
調整交付金見込額	$(A) \times 7.29\%$ (交付割合) $\times 0.978651773$ (調整率)	4,962,846 千円
—		
財政安定化基金取崩による交付額(予定額)		192,717 千円

介護保険料収納必要額	13,182,598 千円
÷	

予定保険料収納率	98.3 %
÷	

第1号被保険者数(補正後第1号被保険者数)	222,622 人
*	

* 3年間の所得段階別の被保険者見込数(第1段階～第6段階) × 所得段階別の基準額に対する割合(0.5～1.5)



保険料の基準額	(年額) 60,240 円
—	

60,240 円 ÷ 12 =	(月額) 5,020 円
—	

第6節 介護保険制度の円滑な推進

1 介護サービス提供基盤の確保

計画の内容やサービス提供事業所の詳細な情報、事業者の公募や活用できる補助金等についての周知を図ります。

2 人材の育成・確保

介護保険サービス事業所の職員対象の研修会やケアマネジャーに対する定期的な研修・指導を実施します。

3 サービス提供事業者への支援・指導

地域密着型サービス事業所のほか、北海道から移行となる居宅サービス事業所などの指定監督業務などを通じ、指導・助言に努めます。

4 低所得者対策

(1) 介護保険料の減免

生活困窮者保険料軽減制度を引き続き実施します。

(2) 利用者負担の軽減

障害者ホームヘルプサービス利用者に対する支援措置、社会福祉法人による利用者負担軽減制度の支援を引き続き実施します。

5 介護認定の公平性・公正性の確保

(1) 訪問調査

市独自の研修を実施するなど、訪問調査の公平性・公正性の確保と調査員の質的向上を図ります。

(2) 介護認定審査会

要介護認定事務の見直しに対応した指導・研修などの充実のほか、より迅速な判定を行える審査体制の整備を進めます。

6 介護給付適正化事業の実施

認定調査状況のチェック、ケアプランの点検、住宅改修等の点検、サービス提供体制および介護報酬請求に関する医療情報等の突合・縦覧点検・介護給付費通知等を引き続き実施します。

VI 計画の推進に向けて

1 相談体制・情報提供

地域包括支援センターや市の高齢者・介護総合相談窓口、福祉サービス苦情処理制度など、窓口の周知と適切かつ迅速な対応に努めるほか、介護保険制度や高齢者保健福祉サービスなどについて広く周知を図ります。

2 関係機関・団体とのネットワークの構築

地域包括支援センターを中心として、保健・医療・福祉の関係機関・団体や地域で活動する民生委員や町会、社会福祉協議会などのネットワークの充実、連携を図ります。

3 計画の進行・管理

「函館市福祉計画策定推進委員会」や各種協議会等の開催によりご意見をいただき、その後の施策の反映に努めます。

第6次函館市高齢者保健福祉計画【概要版】 第5期函館市介護保険事業計画

平成24年3月発行

編集 函館市福祉部 市立函館保健所

印刷 株式会社 プリントハウス

問い合わせ先【平成24年4月～】

函館市保健福祉部

〒040-8666 函館市東雲町4番13号

TEL 0138-21-3041 FAX 0138-26-5936
